## 5-5 放流水検査に代わる新 11 条検査の内容について教えてください。

## 1 放流水検査の位置付け

法定検査は昭和60年に浄化槽法が制定されてはじめて制度化されましたが、新潟県では昭和43年から全国に先駆けて浄化槽の検査制度を創設し、浄化槽の放流水が環境に与える影響の有無について検査を行ってきました。

この検査は「放流水検査」と称し、文字どおり浄化槽からの放流水の水質に着目して浄化槽の維持管理等の適否を検査するものです。具体的には、20 人槽以下の浄化槽を対象として、BOD、透視度、水素イオン濃度指数、塩素イオン濃度(単独処理浄化槽に限り実施)を分析する内容となっています。

しかし、BODを導入した法定検査の効率化\*について、放流水検査の項目や方法 等の見直しを行うことにより環境省との協議が整ったことから、改正浄化槽法の施行 (平成18年2月1日)に併せて、11条検査として新たなスタートを切りました。 これまでの放流水検査との違いは、以下のとおりです。

※「浄化槽法第7条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」(平成7年6月 20 日付け衛浄第3号)

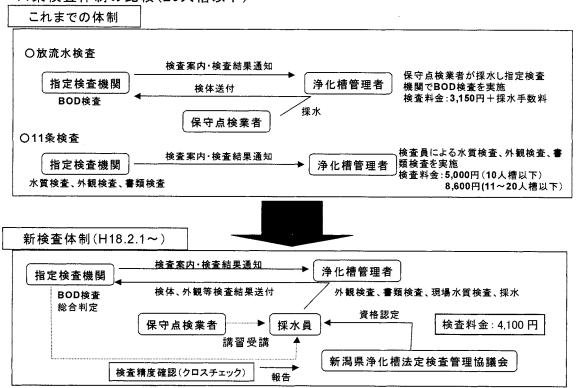
## 放流水検査と新11条検査との違い

	·	これまでの検査	
		11条検査	放流水検査
検査対象の浄化槽		①21人槽以上の 浄化槽 ②国庫補助事業 で整備したもの	左のいずれ にも該当しない 浄化槽
検査頻度		1回/年	1回/年
検査実施者		指定検査機関	指定検査機関 + 保守点検業者
	外観検査	0	
	рН	0	0
	DO	0	
	透視度	0	0
水	残留塩素濃度	0	
質検	BOD		0
査	汚泥沈殿率		
	塩素イオン濃度		〇 単独処理浄化槽 のみ実施
	書類検査	0	
備考			保守点検業者 が採水し、BOD 検査は指定検 査機関が実施

		新検査体制(H18.2.1~)		
		浄化槽法11条検査		
検査対象の浄化槽		21人槽以上 の浄化槽	20人槽以下 の浄化槽	
	検査頻度	1回/年		
	検査実施者	指定検査機関	指定検査機関 + 採水員	
外権	見検査(指定項目)	0		
	pН	0	0	
l	DO	0	•	
	透視度	0	0	
ابر	残留塩素濃度	0	•	
水質検査	BOD		O 採水し、検 査機関へ	
I	汚泥沈殿率			
	塩素イオン濃度		〇 単独処理浄化槽 のみ実施	
	書類検査	0	•	
備考			クロスチェック委 員会による精度 管理	

- ※1 ●は採水員が行う現場検査の項目
- ※2 採水員は県が認めた講習会を受講した浄化槽管理士

#### 11条検査体制の比較(20人槽以下)



# 2 採水員制度の導入

放流水検査は、保守点検業者が浄化槽の放流水を採水し、採水された検体は、指定 検査機関でBOD等の水質検査を行うものでしたが、新 11 条検査では新たに「採水 員制度」を設け、浄化槽管理士のうち、新潟県で実施する 11 条検査に必要な知識等 に関する講習を受講した者が採水を行います。また、従来の水質検査に加えて、20 人 槽以下の全ての浄化槽について、採水員が外観検査、書類検査を実施します。

採水員は後述する新潟県浄化槽法定検査管理協議会が指定しますが、これは、BODを導入した法定検査の効率化に当たり、BOD検体の採水を指定検査機関の検査員以外の者が行う場合は、指定検査機関による監督が確実に行いうる体制を整備するなど、法定検査に対する信頼性を確保するための措置が求められているからです。

# 3 法定検査管理協議会の創設

新 11 条検査の実施に当たり、法定検査全般についての検討や採水員の資格認定を 行う「新潟県法定検査管理協議会」が設置されました。

この協議会は、県、新潟市、関係業界、指定検査機関で構成され<sup>※</sup>、内部に実務委員会とクロスチェック委員会が設置されています。実務委員会では法定検査の実施に関する具体的な課題の検討や採水員制度の運営を行い、クロスチェック委員会では、採水員による検査のクロスチェックによる検査精度の評価を行います。

※協議会は、新潟県、新潟市、(一社) 新潟県浄化槽整備協会、新潟市浄化槽協会、新潟県環境整備事業協同組合、 新潟県検査機関連絡協議会の6者で構成される。